



県章

山形県公報

平成27年1月23日(金)
第2615号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……33

告 示

- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……34
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(置賜総合支庁西置賜農村整備課) ……同
- 民有保安林指定の予定……………(林業振興課) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(同) ……35
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……36
- 同……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……37

議 会 関 係

告 示

○山形県議会委員会傍聴規程の制定……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……39
- 同……………(同) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税 政 課) ……40
- 同……………(同) ……同
- 同……………(情報企画課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(危機管理課) ……41
- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……42
- 一般競争入札の公告……………(河北病院) ……45

規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号の2中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第44号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
一般農道整備事業	二夕子地区	平成16年9月30日

山形県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営下九野本地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
長井市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成27年1月23日から同年2月20日まで
- 4 その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
鶴岡市越沢字下峯85、86、91の1、91の3、91の4、91の16
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下峯85・91の1・91の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鶴岡市楨代字楨の代128の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

山形県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
(3) 変更に係る指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
東根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山形市・村山市・東根市（以上3市について、次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3) 変更に係る指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東根市（国有林）、東根市（次の図に示す部分に限る。）
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中島新田楯岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市本丸南一丁目1番から 同 上まで	旧	28.6メートル } 17.0	20メートル
同 上	新	23.0メートル } 17.0	同 上

山形県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄長沢尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町長沢字スルス沢国有林2095林班口小班から 同 上まで	旧	47.5メートル } 12.5	161メートル
同 上	新	47.5メートル } 12.5	同 上

山形県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄長沢尾花沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町長沢字スルス沢国有林2095林班口小班から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月23日

山形県告示第52号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金山町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
金山町都市計画区域内
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年6月27日から同年12月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量、数値図化）

山形県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・402号中山公園線、3・4・404号桜町中原線、3・4・406号山辺中山線、3・5・303号大塚大寺線及び3・5・402号東通り線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 3・4・402号中山公園線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 東村山郡中山町大字長崎字渡丸及び字沼田並びに大字岡字金田及び字経田地内
 - (2) 3・4・404号桜町中原線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (3) 3・4・406号山辺中山線
 - イ 追加する部分 東村山郡山辺町大字山辺字天神、大字大寺字芦沢、字竹ノ花、字上江、字新田、字新楯、字沢江及び字谷地田並びに同郡中山町字中山、大字金沢字前田、大字柳沢字三条目及び字岡江、大字土橋字一ノ坪、字前野及び字金田、大字長崎字三千刈、字渡丸及び字沼田、大字岡字成田、字金田及び字経田並びに大字小塩字天神及び字中江地内
 - ロ 削除する部分 東村山郡山辺町大字大寺字芦沢、字竹ノ花、字上江、字新田、字新楯及び字千手堂並びに同郡中山町大字金沢字朴、字前田及び字吐前、大字柳沢字三条目及び字岡江、大字土橋字一ノ坪、字前野、字成田及び字金田、大字岡字成田、字金田、字八幡、字経田及び字中江並びに大字小塩字中江、字深町、字寺原及び字石名坂地内
 - (4) 3・5・303号大塚大寺線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花地内
 - (5) 3・5・402号東通り線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会委員会傍聴規程を次のように定める。

平成27年1月23日

山形県議会議長 鈴 木 正 法

山形県議会委員会傍聴規程

（趣旨）

第1条 この規程は、山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号。以下「委員会条例」という。）第24条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「委員会」とは、委員会条例に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

（傍聴の申出）

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴申出書（別記様式）を委員会の委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

（傍聴席）

第4条 傍聴人は、委員会室内において委員長が指定する場所（以下「傍聴席」という。）で傍聴するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定による許可を得た者を除く。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者が傍聴席に入ることを禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人が、この規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

傍 聴 申 出 書

年 月 日

傍聴する 委員会名	委 員 会
氏 名	
住 所	
備 考	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人なかだ倶楽部
 - (2) 代表者の氏名
栗田 伸一
 - (3) 主たる事務所の所在地
最上郡金山町大字中田187番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域社会で永続的に安心して暮らしていくために、主に金山町民を対象として地域の財産を活用し地域の魅力を発信する事業を行い、地域力を高めていくことで地域の振興と発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人もがみ福祉ネット
 - (2) 代表者の氏名
高橋 剛

(3) 主たる事務所の所在地

最上郡舟形町長沢字平石3826番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に最上地域に居住する障がい児者や高齢者を対象として、個人の尊厳を尊重し地域資源を活かしながら、地域の中で安心して生き生きとした社会生活を送れるよう、総合的な福祉サービス活動を行い、魅力ある地域社会の実現に寄与する事を目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県税務総合電算システム基盤に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569

3 落札者を決定した日 平成26年12月4日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

5 落札金額 4,892,400円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年10月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県税務総合電算システム基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569

3 落札者を決定した日 平成26年12月4日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

5 落札金額 456,777,900円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年10月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 山形県基幹高速通信ネットワークサーバ運営管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
 - 3 落札者を決定した日 平成26年12月19日
 - 4 落札者の名称及び所在地
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
 - 5 落札金額 4,374,000円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年11月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県防災情報システム再構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1601会議室（16階）
 - (2) 日時 平成27年3月4日（水）午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県防災情報システム再構築業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) 過去10年以内に都道府県において、防災情報システムの整備業務又はその改修業務を履行した実績がある

こと（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。

- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
 - (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
 - (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
 - (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - (10) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課危機管理・防災担当
電話番号023(630)2231
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）を平成27年2月4日（水）午後5時までに山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課危機管理・防災担当に提出すること。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による山形県低入札価格調査制度を適用する。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Restructuring of the Yamagata Prefectural Disaster Prevention Information System, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. March 4, 2015
- (3) Contact point for notice: Crisis Management and Prevention Representative, Crisis Management Division, Crisis Management and Public Safety Bureau, Environment and Energy Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2231

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営未広アパー ト3号	鶴岡市末広町23 -60	2LDK	69.3	1	一般用	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	2	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400		
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600		
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200		
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	53.5	1	特定目的用 (高齢・身障用)	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800		単身可
同 2号	同	3DK	69.2	1	一般用	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100		
同 北新町アパ ート	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	特定目的用 (高齢・身障用)	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700		
同 2号	同	同	69.2	1	同	20,000	23,000	26,400	29,700	34,000	39,200		
同 同	同	3DK	64.3	1	同	23,400	27,000	30,800	34,800	39,700	45,900		
同 狩川アパー ト	東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100		
同 遊佐アパー ト	飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年2月4日から同月10日まで（土曜日及び日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成27年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年1月23日

山形県立河北病院長 多田敏彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 小会議室
- (2) 日時 平成27年3月6日（金）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (10) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数180床以上の病院で、当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している

場合であつて、当該役務の契約期間が平成27年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。

- (11) 本役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（(財)医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号0237(73)3131
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立河北病院医事経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成27年2月24日（火）午後3時までに山形県立河北病院医事経営課施設用度係に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (5) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Kahoku Hospital
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 6, 2015
 - (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237(73)3131